

意見陳述

永 山 巖

1 生い立ちと魚介類の摂取状況

原告の永山巖です。昭和7年、鹿児島県薩摩郡さつま町に生まれました。

昭和28年頃から昭和43年頃まで、鹿児島県大口市に住んでいました。

私は、行商人と魚屋から魚を買って毎日食べていました。行商人は、山野線という現在はなくなっている汽車で、水俣駅から薩摩大口駅までやってきて、日曜日を除いて毎日魚を売りに来ていました。魚や貝がたくさん入ったかごを背中にかついで、1軒1軒、歩いて売っていました。私の家内は、行商人が来た時に、次に持ってきてもらう魚や貝などを頼んでは毎日買っていました。買っていたのは、ジャコ、アジ、イワシ、オコゼ、キス、タチウオなどの干物になっているものが多かったです。特にジャコを味噌汁にして食べるのが好きでした。アジは煮付けにして、ガラカブは味噌煮にして、タチウオは刺身や天ぷらで食べていました。

2 私の症状

60歳頃から、一日中手足がしびれるようになりました。70歳頃からは、手足の先がジーン、ジーンと痛く、夜に寝られなくなりました。いまは、太ももの裏が痛く、歩くのに苦労するようになりました。

また、60歳頃から、毎日のように手足にからすまがりが起こるようになりました。からすまがりには神経がピリピリし、痛みが引くまでじっとこらえるしかありませんでした。100メートル歩くと足がつって、散歩も長くできません。

63歳からタクシー運転手となりましたが、手の震えで日報もかけず、足のしびれと震えがひどく、車の運転も危なくなり、とうとう仕事を辞めることにしました。その時の悔しさは、決して忘れることができません。

3 提訴したきっかけ

手足のしびれや、からすまがりが起こるようになって、自分が水俣病にかかっているとは思いませんでした。

しかし、水俣協立病院で水俣病の話を聞いて、自分も水俣病ではないかと考えるようになりました。

その後、平成19年に出水市内のクリニックで水俣病の診断を受け、保健手帳の申請をしましたが、水俣病とは認められず、手帳は出してもらえませんでした。

認められなかった理由は、私の住んでいた大口市が水俣病の対象地域に当たらないということでした。

しかし、水俣病の症状があると分かっているのに、補償を何も受けられないことに納得できず、訴えを起こすことにしました。

4 訴えたいこと

私の住んでいた地域は、不知火海には面していません。しかし、行商人の方が水俣からやってきて魚や貝などを売っていたこと、また大口の魚屋が水俣から魚や貝などを仕入れていたことは、事実です。

つい最近、私と同じく大口で生活していた方が特措法で認められました。行政が、大口でも水俣や出水の魚や貝が出まわっていたことを認めたということです。それなのに、なぜ私は水俣病と認められないのか、納得できません。

私も81歳になりました。

しかし、自分の被害が認められるまで訴え続けるつもりです。

以上